

玉名市地域公共交通計画策定支援業務

公募型プロポーザル方式実施要領

1. 名称

玉名市地域公共交通計画策定支援業務

2. 目的

人口減少が進行する中、本市における最適で持続可能な地域公共交通体系を構築するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画の策定を支援することを目的とする。計画策定においては、玉名市市立地適正化計画や玉名市総合計画との整合を図りながら進めるものとする。

3. 業務の概要

「玉名市地域公共交通計画策定支援業務仕様書」のとおり

4. 履行期間

契約締結の翌日から令和6年3月31日まで

5. 提案上限額

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6. 応募資格要件

プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (5) 本業務の公募開始日から契約締結日までのいずれの日においても、玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成17年告示第103号）

に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (6) 令和5・6年度玉名市入札参加資格の認定を受けている者で、「建設コンサルタント」の業種に登録されていること。

7. 質問書の受付、回答

- (1) 受付期間 令和5年4月21日（金）から令和5年5月1日（月）正午まで
- (2) 提出方法 電子メール（送付先アドレス：chiiki-s@city.tamana.lg.jp）
- (3) 提出様式 質問書（様式第2号）
- (4) 回答方法 令和5年5月8日（月）午後5時までに市ホームページに掲載予定
- (5) その他
 - ①メールの件名は「玉名市地域公共交通計画プロポーザルに関する質問」とすること。
 - ②メール送付後、到着確認のため連絡すること。
 - ③質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

8. 応募要領

提出書類は、A4版で作成し、参加申込関係書類は2部（正本1部、副本1部 ※副本はカラーコピー可）、提案書関係書類は8部（正本1部、副本7部 ※副本はカラーコピー可）提出すること。なお、市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

(1) 提出書類

①参加申込関係書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要（最新のもの。パンフレット等の使用も可）
- ウ 直近年度の決算書
- エ 業務実績一覧（任意様式）

※平成25年度から令和4年度までの過去10年間の業務実績のうち、本業務と類似又は関連する業務を対象とする。業務実績一覧には、「発注機関名」「業務名」「契約金額（消費税込み）」「業務の概要」を記載すること。

- オ 納税証明書の写し（3か月以内に発行された証明書で、国税及び地方税の未納がないことを示すもの）

②提案書関係書類

- カ 企画提案書【表紙】（様式第3号）
- キ 企画提案書（任意様式）
- ク 配置予定者（任意様式）

※配置予定者ごとに、業務の経験年数や業務に関連する所有資格、主な業務実績等を記載すること。

ケ 業務工程表（任意様式）

コ 見積書（任意様式、消費税込み）

（２）提出期限 令和4年5月16日（火）

（３）提出先 〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163

玉名市地域公共交通会議（事務局：玉名市役所地域振興課）

（４）提出方法 郵送又は持参とする。

①郵送の場合は、期限内必着とし、配達されたことが証明できる方法とすること。

②持参の場合は、玉名市役所本庁舎3階 地域振興課に持参すること。

なお、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

9. プレゼンテーションの実施

企画提案書等の提出後、参加者からの企画提案に係るプレゼンテーションを実施します。

（１）開催日 令和5年5月22日（月）予定 ※時間等は別途通知する。

（２）場所 玉名市役所本庁舎3階 3-3会議室 予定

（３）出席者 3人以内 ※配置予定者は必ず出席すること。

（４）プレゼンテーションに要する時間 概ね30分程度（説明20分、質疑応答10分）とし、企画提案書に沿ってプレゼンテーションを行うこと。

（５）プレゼンテーションに要する機材 パソコン及びモニターは市が準備する。ただし、パソコンについては、参加者の持ち込みも可とする。

（６）参加辞退 参加申込後に辞退する際は、応募辞退届（様式第4号）を郵送又は持参により提出すること。

10. 審査

（１）審査基準は、別紙「プロポーザル評価基準表」のとおりである。

（２）審査は、玉名市地域公共交通会議委員等で組織するプロポーザル審査会で行う。審査の結果、最高点を獲得した者を優先交渉者として決定し、次に得点の高かった者を次点の交渉者として決定する。なお、参加が1者のみであっても、プレゼンテーションを実施し、選定の可否を決定する。

11. 選定結果の通知等

（１）審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に文書で通知する。

（２）応募状況、審査結果は市ホームページで掲載する。

- (3) 審査及び審査結果や審査の内容に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

1 2. 契約手続

優先交渉者と契約の交渉（提案書の修正協議を含む。）を行う。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

1 3. その他

- (1) 本要領に基づく手続に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 市から提示された資料等については、提案書作成に係る検討以外に使用しない。
- (4) 詳細は別記仕様書による。

1 4. 問い合わせ先

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163

玉名市地域公共交通会議（事務局：玉名市役所地域振興課）

担当：高本・岸部・徳丸

TEL：0968-75-1421

FAX：0968-75-1166

E-mail：chiiki-s@city.tamana.lg.jp

表 1

	内容	期日
1	公募（市ホームページに掲載）	令和5年4月21日（金）から
2	質問書の受付期間	令和5年4月21日（金）から 令和5年5月1日（月）正午まで
3	質問に対する回答（市ホームページに掲載）	令和5年5月8日（月）午後5時 まで ※予定
4	参加申込関係書類・提案書関係書類の提出期限	令和5年5月16日（火）まで ※郵送の場合は当日必着、 持参の場合は午後5時まで
5	プレゼンテーション	令和5年5月22日（月）※予定
6	審査結果の発送	令和5年5月24日（水）※予定
7	契約の締結	令和5年6月上旬 ※予定